

令和6年度鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会 議事概要

- 1 日時 令和7年3月21日（金）9：30～10：15
- 2 場所 市役所本庁舎12階1201会議室
- 3 出席者
（構成員）衣斐 弘行、鈴木 えりも、中野 敦夫、道田 美貴、内藤 俊樹、
古谷 洋人、足立 元則、杉立 正徳
（事務局）文化財課長 大窪 隆仁、文化財課文化財G L 今坂 三枝
発掘調査G L 伊藤 和彦
文化財G 岡田 健佑、代田 美里、田中 里美
（オブザーバー）三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 角正 淳子
- 4 欠席者 大森 尚子、伊藤 克哉、宮崎 光義
- 5 傍聴人 0名
- 6 議事
報告事項 鈴鹿市文化財保存活用地域計画の認定について
協議事項 鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会体制及び今後の予定について
- 7 内容

事務局：令和6年度鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会を開会する。

<課長挨拶>

事務局：事項書に沿って議事を進める。

<傍聴、議事録作成・公開について説明>

事務局：以降の進行は座長にお任せする。

座 長：議事を進める。進行については、項目ごとに事務局から説明し、協議会の構成員から意見をいただきたい。

また、本協議会は事務局の説明に対し意見を頂戴することを目的としている組織であり、諮問機関ではないため、協議事項ごとの賛否をとるものではない。

では、事務局より説明をお願いします。

<報告事項 鈴鹿市文化財保存活用地域計画の認定について>

事務局：計画の認定について、報告する。昨年度、3月の本協議会開催後、今年度の4月から5月にかけてパブリックコメントを実施したが、主な意見は、「戦争遺跡」や「未指定の文化財への支援」などについてであった。

「戦争遺跡」については、文化財として明確な種別になっていないこと、未指定文化財については、基本的に所有者や管理者で管理するものとして整理していることから計画（案）の修正には至らなかった。

また、文化庁との協議においては、必須事項の漏れなどの指摘があったため、必要な修正や追記を行った。

主なものは、第7章。修正前は「保存・活用に関する取組」となっていた

が、「方針」を加える修正を行い、「保存・活用に関する方針・取組」とした。第6章に基本方針を入れており、それで良いとの認識であったが、課題・方針・取組が、それぞれ対応したものとするために、方針を追加した。

また、追加したものとして 第2章 3(4) 文化財関連施設、第3章 3 文化財に関する把握調査などがある。これらの修正について、三重県社会教育・文化財保護課の方にも御指摘をいただいた。

その後、11月に文化庁へ申請をし、国の文化審議会を経て、令和6年12月20日付けで認定を受けることができた。なお、認定後、市のウェブサイトにて公開している。冊子については最近納品があり、配布している通り。

座長：（報告事項について構成員に意見を求める）

（特に意見なし）

座長：それでは協議事項について進む。

＜協議事項 鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会体制及び今後の予定について＞

事務局：以前から、本協議会にて計画の認定までをひと区切りとすべきと意見をいただいております。計画が認定されたためご意見どおり区切りとし、終了という形となる。

しかし、計画の取り組みについて、進捗管理のために年度に1回程度協議会を開催し、意見をうかがうことを考えている。

そこで、手元に次年度以降の本協議会への参画意向調査の用紙を用意したので、現構成員の皆様には回答いただきたい。

市の各所属構成員について、各所属に改めて確認することとしたい。

また、去年の協議会にて、学校現場・先生たちの意見を聴くべき、参画すべきとの意見があった。現在も本市教育指導課から一人構成員として参画があるが、実際の教育現場にいる先生の参加については、可能かどうかも含めて教育委員会と相談しながら検討していきたい。

今後の予定であるが、現構成員の意向をもとに、改めて就任依頼をし、構成員決定のうえ、進捗管理について意見をうかがうため、年一回程度の協議会の開催を予定している。

計画の期間は8年間であり、前期終了の4年後 2027 年度に必要な応じた見直しをすることとなるが、手続きについては文化庁に確認しながら進める。

座長：（協議事項について構成員に意見を求める）

構成員A：進捗管理にあたり、計画の目標等はどこに記載があるのか。

事務局：計画書 P95 以降の取組がそれに当たる。前期、後期を通して取り組むものが多いが、前期に取り組むもの、後期に取り組むものとなっているのが、目標ということになる。

構成員A：そうすると、目標達成の判断はどうしていくのか。

事務局：今までの協議会の場合でも、こういう取組をしようという意見はあったが、目標達成の値・数値目標について具体的な話はなく、実際に計画にも記載されていない。総合計画に紐づく計画になるため、総合計画の中の文化財分野での目標を達成していくということになる。本計画の取組については、この取り組みができた、できなかったということが、目標になると考えられ、次年度以降の協議会における報告事項となる。ここまで出来たら目標達成といったことは定めていない。

構成員A：数値目標は必要ないと思う。しかし、取り組んだことについては、問題・課題の洗い出しを毎年していかないと、いきなりの見直しというのは難しい。どうしていくのが良いのかこの場ではっきりと申し上げられないが、年度を通して検討していったほしい。

(他の構成員の意見を求めるも意見なし)

座 長：本協議会は構成員から意見を聴く場であるが、意見をいただいても今回のような開催時期（3月）であると、次年度の予算は決まっているため、意見を取組に反映することは難しいと思われる。協議会開催時期についてだが、次年度の取組に意見を反映できるうちに開催した方が協議会としての効果があるのではないかと思います。検討していただきたい。

事務局：そうすると、時期的には6・7月になるかと思う。その時期の開催が事務的に可能かどうか、またその時期が難しくてもできるだけ早い時期に行えるよう検討したうえで、継続して構成員をやっていただける方には就任のお願いと併せて、開催時期を示すことができればと思う。

座 長：他の意見も無いようなので、議事を終了し、進行を事務局へお返しする。

事務局：令和6年度鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会を終了する。次回の開催は未定。